

平成 18 年度国民経済計算確報における政府諸機関の分類について

平成 17 年度からの主な変更点は以下のとおり。それらを含む 18 年度の政府諸機関の分類一覧は別添 1 のとおり。

1. 国有林野事業特別会計について

<変更事項>

| 機関名 | 現行 | | 変更後 |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 国有林野事業特別会計 | — | → | 公的企業（非金融） |
| 国有林野事業勘定 | 公的企業（非金融） | 勘定の統合・一本化 | — |
| 治山勘定 | 中央政府 | | — |

<変更の背景>

国有林野事業特別会計は、従来、「国有林野事業」と「治山事業」に勘定が分割されていたが、国有林野事業と治山事業が近年綿密な連携を保って推進されていること、治山勘定において直轄事業と補助事業を合わせて通観する必要性が低下していること等から、都道府県が行う補助治山事業は一般会計で処理することとし、国有林野事業勘定と治山勘定の区分を廃止することとなった（平成 18 年 4 月 1 日施行）。

<判断の基準>

統合後の国有林野特別会計は、歳出規模ではそのほとんどが国有林野事業費となっているため、国有林野事業勘定の分類を引き継ぐものとした。

（参考） 歳出（平成 18 年度予算・総額ベース）

| | |
|----------|----------|
| 国有林野事業費等 | 3,954 億円 |
| 治山事業費 | 310 億円 |

2. 年金資金運用基金について

<変更事項>

| 機関名 | 現行 | | 変更後 | |
|----------|----------|-----------|---------------------|----------|
| 年金資金運用基金 | — | → 組織変更 | 年金積立金管理運用 独立行政法人 | — |
| 総合勘定 | 社会保障基金 | | 総合勘定 | 社会保障基金 |
| 厚生年金勘定 | 社会保障基金 | | 厚生年金勘定 | 社会保障基金 |
| 国民年金勘定 | 社会保障基金 | | 国民年金勘定 | 社会保障基金 |
| 承継資金運用勘定 | 社会保障基金 | | 承継資金運用勘定 | 社会保障基金 |
| 承継一般勘定 | 公的企業（金融） | | 独立行政法人福祉医療機構 | 公的企業（金融） |

<変更の背景>

平成18年4月1日、年金積立金の管理運用のための年金積立金管理運用独立行政法人を創設。それに伴い、年金資金運用基金は廃止。

承継一般勘定のうち、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務については、独立行政法人福祉医療機構へ引き継がれた。一方、承継施設業務については17年度までに廃止。

<分類判断の基準>

年金資金運用基金の勘定毎の移管となったため、現行の分類を維持することとした。承継一般勘定については、独立行政法人福祉医療機構の現行の分類を維持することとしたい。

3. 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構について

<変更事項>

| 機関名 | | 現行 | | 変更後 | |
|--------------------|-----------|--------------|--|--------------------|-----------|
| 新エネルギー・産業技術総合開発機構 | — | → 現行どおり | | 新エネルギー・産業技術総合開発機構 | — |
| 電源利用勘定 | 公的企業（非金融） | | | 電源利用勘定 | 公的企業（非金融） |
| その他 | 中央政府 | | | その他 | 中央政府 |
| 石油及びエネルギー需給構造高度化勘定 | 公的企業（非金融） | | | 石油及びエネルギー需給構造高度化勘定 | 公的企業（非金融） |
| 特定アルコール販売勘定 | 公的企業（非金融） | → 廃止・組織変更 | | — | — |
| 一般アルコール販売勘定 | 公的企業（非金融） | | | — | — |
| アルコール製造勘定 | 公的企業（非金融） | | | 日本アルコール産業株式会社 | 民間企業 |

<変更の背景>

アルコール事業法（平成13年4月1日）の施行に伴う工業用アルコール事業自由化の暫定措置期間（5年間）の経過後、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール事業本部（以下「NEDO」）のうち、アルコール一手購入・販売部門は廃止となり、アルコール製造部門は18年4月1日に政府全額出資の特殊会社「日本アルコール産業株式会社」となった。なお、同会社の株式については、設立後2年以内（19年度中）に売却を開始しなければならないことになっている（平成11年4月27日閣議決定）。

<分類判断の基準>

政府保有株のうち、19年度中に発行済株式の少なくとも2分の1以上を売却する方針が打ち出されていることから、会社発足時点から民間扱いとしたい。

[公的部門と民間部門の区別]

(1) 政府出資比率

会社設立時点で100%

(2) 役員等の認可権

代表取締役等の選定・解任の決議が効力を生ずるには経産大臣の認可が必要。

(3) 経営方針の決定権

事業計画については、経産大臣の認可が必要。資金計画及び予算については大臣認可が必要とされてはいないが、事業計画の認可申請時にこれに添付しなければならない。決算については大臣認可等は不要。